

高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う移動制限区域の解除及び  
香川県鳥インフルエンザ対策本部会議の開催について

県は、さぬき市の農場での高病原性鳥インフルエンザ発生に伴い、発生農場から半径 3 km以内を移動制限区域に設定していますが、平成 30 年 2 月 4 日(日)24 時まで同区域内で新たな発生が認められなければ、国と協議の上、同区域を解除し、併せて全ての消毒ポイントを廃止します。これにより今回の高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う全ての防疫対応を終了します。

また、下記のとおり香川県鳥インフルエンザ対策本部会議を開催します。

1 移動制限区域の解除予定

平成 30 年 2 月 5 日(月)午前 0 時(2 月 4 日(日)24 時)をもって解除します。

2 消毒ポイントの廃止予定

移動制限区域の解除に伴い、消毒ポイントを廃止します。

No	設置場所
①	J A 香川県旧四国大川農協支所
②	みろく公園駐車場
③	亀鶴公園駐車場
④	前山おへんろ交流サロン

3 香川県鳥インフルエンザ対策本部会議の開催

(1) 日 時：平成 30 年 2 月 5 日(月) 部長会議終了後（概ね 9 時 15 分頃）

(2) 場 所：香川県庁 11 階 知事第 3 応接室

(3) 内 容：経過報告、防疫対応終了等

4 その他

(1) 我が国では、これまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した例は報告されていません。

(2) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。